

平成25年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成25年6月21日（金曜日）午前10時開議

- |        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 5 2 号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について    |
| 日程第 2  | 議案第 5 3 号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について  |
| 日程第 3  | 議案第 5 4 号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負変更契約について       |
| 日程第 4  | 議案第 5 5 号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について   |
| 日程第 5  | 議案第 5 6 号 | 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地がけ特例）平成23年度（繰越明許費）東高山地内切土法面復旧工事請負変更契約について |
| 日程第 6  | 議案第 5 7 号 | 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について                                     |
| 日程第 7  | 議案第 5 8 号 | 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第 8  | 議案第 5 9 号 | 平成25年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                |
| 日程第 9  | 議案第 6 0 号 | 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                               |
| 日程第 10 | 議案第 6 1 号 | 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                              |
| 日程第 11 | 議案第 6 2 号 | 平成25年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）                                    |
| 日程第 12 | 議案第 6 3 号 | 平成25年度西郷村工業用水事業会計補正予算（第1号）                                  |
| 日程第 13 | 報告第 1 号   | 平成24年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について                                 |
| 日程第 14 | 報告第 2 号   | 平成24年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について                                 |
| 日程第 15 | 報告第 3 号   | 平成24年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について                            |
| 日程第 16 | 報告第 4 号   | 白河土地開発公社経営状況報告について  |
| 日程第 17 | 発委第 1 号   | 西郷村子ども診療所等誘致条例  |
| 追加日程第1 | 議案第 6 4 号 | 西郷村教育委員会委員の任命について   |
| 追加日程第2 | 議案第 6 5 号 | 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について                                     |
| 追加日程第3 | 諮問第 1 号   | 西郷村人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 追加日程第4 | 発議第 9 号   | 西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例                                    |
| 追加日程第5 | 発議第 10 号  | 東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書の提出に                                 |

ついて

- 日程第 18 放射能対策特別委員会中間報告
- 日程第 19 請願・陳情に対する委員長報告  
総務常任委員会  
陳情第 4号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した  
損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法  
措置を求める意見書の提出を求める陳情  
文教厚生常任委員会  
陳情第 5号 「つどいの広場」移動に関する陳情書
- 追加日程第6 発議第 11号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した  
損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法  
措置を求める意見書の提出について
- 日程第 20 議員派遣の件
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 22 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 23 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 24 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 25 放射能対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 26 例月出納検査結果報告
- 日程第 27 閉 会

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

○議長（鈴木宏始君） ここで、村長より議案2件、諮問1件、加えて発議2件が追加提案されました。そのことで議会運営委員会を要請したいと思いますので、これより（不規則発言あり）提案されたので、あとは議運で取り扱いを協議してから上程して朗読してもらうということだと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） そういうことで10時20分まで休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時20分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付するので暫時休憩いたします。

（午前10時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時23分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会におはかりしたところ、追加提案されました議案2件、諮問1件、発議2件につきましては、日程第17の次に追加日程第1、議案第64号、追加日程第2、議案第65号、追加日程第3、諮問第1号、追加日程第4、発議第9号、追加日程第5、発議第10号とすることの答申がございました。このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎資料の訂正

○議長（鈴木宏始君） ここで執行部より発言を求められておりますので、これを許します。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ただいま配付されました資料の中に間違いがございましたので、申しわけございませんが訂正をお願いいたします。

資料は、第2回定例会資料、議案第65号関係、固定資産評価審査委員会委員の椎名勝衛さんの略歴書でございますが、職歴等で兼子組勤務ということで「昭和34年4月」からとなっておりますが、「昭和55年4月」からに訂正願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

◎追加日程の一括上程（議案第64号、議案第65号、諮問第1号、  
発議第9号、発議第10号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加日程第1、議案第64号から追加日程第5、発議第10号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案及び発議書により朗読）

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第64号、議案第65号及び諮問第1号に対する提案理由の説明を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第64号「西郷村教育委員会委員の任命について」、議案第65号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の3件であります。

はじめに、議案第64号の「西郷村教育委員会委員の任命について」であります。西郷村教育委員会委員、加藤征男氏は、平成15年4月から3期にわたり西郷村教育委員会委員、また、教育長として、その職責を果たされてまいりましたが、今年24日をもって任期満了となるため、再度教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

加藤征男氏は、昭和40年に教職について以来、管内小中学校の教頭、校長、また、県教育庁の義務教育課長、会津及び県北の教育事務所長などを歴任し、38年間にわたり県南はもとより、福島県の教育界に多大なる功績を残されてまいりました。本村教育委員会委員に就任されてからは、教育長として児童生徒の安全確保、学力向上、教委の資質向上、教育施設の整備、また、社会教育、スポーツ、文化の振興など生涯学習の発展に尽くされ、本村教育行政を牽引されてまいりました。また、福島県町村教育長協議会会長、全国町村教育長会副会長、東北町村教育長連絡協議会会長など多くの要職を歴任され、本村ばかりではなく全国の教育行政に携わり、その職責を果たされてまいりました。これらの実績、豊富なご経験からも、本村の教育行政のさらなる進展にそのお力をいただけるものであり、西郷村教育委員会委員に再度任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

次に、議案第65号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。現在3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、椎名勝衛氏は、今年30日をもって任期満了となるため、再度委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

椎名勝衛氏は、平成2年7月より農業委員を2期務められ、また、平成10年7月より村の固定資産評価審査委員会委員に就任以来、その職責の重大さを認識され、常に公平かつ公正な立場で固定資産評価替え等に伴う審査申し出の審査をされてきており、それらの識見を今後においても生かしていただけるものと確信し、委員として再度選任いたしたく議会の同意を求めようとするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、本村においては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、和知七郎氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

和知七郎氏は、長年にわたり電信電話公社、NTT福島等に勤務され、平成20年に退職されておりますが、その間、平成12年度に柏野行政区長、平成16年からは防犯協会熊倉分会理事、平成20年には同副分会長、また、白河地区防犯指導隊西郷分隊隊員を務め、平成22年に白河警察署から犯罪被害防止アドバイザーを委嘱されております。これらの経歴、また、勤勉で温厚な人柄からも、人権擁護委員として適任であるものと考え、再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、本日追加いたしました議案、諮問につきましてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第9号、発議第10号について、趣旨説明を求めます。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。発議第9号及び発議第10号についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第9号でございますが、西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例でございます。

この件につきましては、先日、同僚の後藤功議員の一般質問でも明らかになりましたが、現在まで行われてまいりました村内の除染作業につきまして、非常に疑問を持たれておるといところでございます。そしてまた、このことが将来的に行政区長さんの信頼を得ることができず、そしてまた、環境省、県からの指示を仰ぐような状況になることも懸念されております。

そういう中で、私自身も、実は放射能対策課のほうにホットスポットについてお問い合わせしたところ、ホットスポットがあっても心配なら自分がやれというふうなご指導を賜りましたが、実態においては一般住宅についての除染よりも、いわゆる除染計画にないゴルフ場の遊び場の除染とか工場の除染という、また、どこどこ公民館、一部の公民館の除染とかということで、非常に除染計画に示されていないような除染がされております。ということで、私は、そういったことよりも、子どもたちが住む、また、一番長く家に住むわけですから、その住宅の除染、ホットスポットについては、一刻も早く村が対応しなきゃならないと思っております。このことを再三申し上げてきて、当然私はやっていると思っていたんですが、これがまったくなされなかった。逆に、心配なら自分でやれというふうなご指導を賜ったものですから、これではいけないということで、条例提出に至ったわけでございます。

また、学校の通学路につきましても、これも全く手がつけられていないということで、私もびっくりしました。白河市においても、当然平成24年からホットスポットにおいては、一般住宅並びに通学路においてはホットスポットの除染を実施しており

ます。西郷村においては自分でやれというご指導でございますので、そういったことでいけないということで、私は条例化をして、その条例の中で対応していただくということが一番適切だろうということで、条例制定に踏み切ったわけでございます。

その条例の中身でございますが、読み上げてみますのでご理解賜りたいと思います。西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例。

目的。第1条、この条例は、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によって拡散された放射能汚染物質等の汚染物質を浄化することにより、子どもたちの心身の健全な発達と村民の安全な生活を確保することを目的とする。

定義。第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 除染。東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能汚染物質が付着した土や草木を除去することにより、生活する空間での放射線の量を下げることを行う。

(2) ホットスポット。高さ50センチメートルで局地的に電離放射線障害防止規則第3条と同等以上の線量を計測した場所をいう。おおむね毎時0.5から0.6マイクロシーベルトを超えた部分についてもホットスポットと言うというふうに理解していただきたいと思っております。

この問題について村の責務として、第3条、村は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

2、ホットスポットとして指定された場所の放射線量が0.23マイクロシーベルト以下になるように必要な除染を行うこと。いわゆる0.5、また、0.6以上のホットスポットについて、0.23マイクロシーベルト以下にするように必要な除染を行うということです。

また、3として、村内小学校及び中学校からおおむね半径200メートル以内の通学路は、常時線量調査を実施し、ホットスポットを発見した場合には速やかに除染すること。

4として、各種モニタリング調査を実施し、これらを公開すること。これについては、村長が別に規則として定めていただくこととなりますが、特に、いわゆる飲み物、食べ物、公共下水道または水路、これから始まるであろう、いわゆる除染によって仮置き場に車が往来します。そういったときの道路の維持管理、除染、放射線量がまき散らされないようなことを常に調査をして、村民の被ばくを少しでも少なくするということの調査も、このモニタリング調査には入れてほしいと思っております。

次に、5番目としまして、放射線に対する住民からの相談要望や苦情等々に対処するため、職員を配置することということで、現在放射能対策課の職員の方々に村民の方々がたくさん言っておりますが、決して村民に満足できる対応をされていないというお話を多々聞いておりますので、住民が主役でございますので、また、一番放射能で迷惑そしてまた不安を持っておるのは住民でございますので、その方々に対して温かく、そしてまた親切に、迅速に対応するようにということでの条例であります。

そして、委任といたしまして、第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるということで、村長が規則、要綱で定めていただくようになると思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するという内容になっております。

次に、発議第10号についてご説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書の提出についてでございます。

この件につきましては、皆様ご承知のとおり、自由民主党政調会長の高市早苗氏が、福島原発事故で死亡者はいないという発言をされましたので、このとんでもない発言に対しまして、西郷村議会としてしっかりと住民の皆様を代わって意見書を、総理大臣、そしてまた国会衆議院議長、参議院議長に提出するというところでございます。

意見書の内容をお話ししたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書。

平成25年6月17日、自由民主党政調会長の高市早苗衆議院議員は、神戸市で行われた自民党兵庫県連大会の席上、原発の再稼働に絡んで「東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故で死亡者が出ている状況ではない」と発言し、「原発は廃炉まで考えると莫大なお金がかかるが稼働している間はコストが比較的安い、エネルギーを安定的に供給できる絵を描けない限り原発を利用しないというのは無責任な気がする」として原発再稼働を目指す考えを示しました。

菅義偉官房長官は、この発言を問題視しない考えを示しているが、高市氏の発言は福島原発事故の実態を知らない事実誤認であると言わざるを得ない。

原発事故による身体への影響は、チェルノブイリ原発事故にみられるようにじわじわと時間をかけて体を蝕んでいく性質のものであり、事故からわずか2年余りで「福島第一原発事故で死者は出ていない」という発言はあまりにも再稼働を正当化するための詭弁としか受け取れない。

避難の途中で亡くなられた方々や仮設住宅で孤独死された方々、精神的苦痛によって自殺された方々などは、疑いようもなく本原発事故で亡くなられた方々である。「原発事故関連死」として認定された方は、平成25年6月18日現在で1,415人もいる。

また、原発事故による避難者数は、平成25年6月6日現在、北海道に1,756人、沖縄県に689人、山形県には最も多く8,549人にもものぼり、家族と離れ離れになり、故郷をなくし、将来の生活設計さえも見えず、生きる希望も失われながら苦しい生活を強いられている避難者は、全国に今でも5万3,960人もいるのである。

また、事故後も地元に住み続ける私たちは長期にわたり低線量被ばくを受け続けており、健康への大きな不安をはじめ、外で遊べない親子の苦しみ、四季に応じた自然の恵みをあきらめる苦しみ等、その精神的苦痛は計り知れぬものがある。

今回の、政権与党政策責任者の原発事故に対する認識の乏しさは、ひいては国会、

政府、霞が関の福島県を見捨てるという一致した認識なのではないかと疑わざるを得ない。

安倍総理をはじめ国会議員は、政治が持つ本質をしっかりと認識され、国民の身になって政策と行動をとって欲しいと願わずにはいられない。

ということの内容でございまして、これを地方自治法第99条によって、総理大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書として提出するという内容になっておりますので、皆様のご賛同を心からお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明と趣旨説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第52号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第53号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第54号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第54号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。  
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、議案第55号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第55号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。  
よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第56号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第56号「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地がけ特例）平成23年度（繰越明許費）東高山地内切土法面復旧工事請負変更契約について」、本案に対する

賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第6、議案第57号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第58号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号「平成25年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号から議案第63号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第8、議案第59号から日程第12、議案第63号まで一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続いて、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本5議案を一括して採決を行います。

本5議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本5議案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第13、報告第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号「平成24年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第14、報告第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号「平成24年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第15、報告第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号「平成24年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について」は終わります。

◎報告第4号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第16、報告第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◎発委第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第17、発委第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第1号「西郷村子ども診療所誘致条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1、議案第64号の審議に入ります。

教育長、加藤征男君は除斥の対象にはなりません、自分に関する議案であるため、退席の申し出がありましたので、これを許します。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午前10時53分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開します。

(午前10時54分)

○議長(鈴木宏始君) 議案第64号に対する質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) 14番、みんなの党の後藤でございます。

議案第64号について村長に質疑します。

教育長の同意を求めるといってございしますが、実は3年前、私もこのことについて村長に質疑した経緯がございます。その中で、あのときは突然、今日のことを今日同意をしろというのは無理じゃないかと。もっと、こういう重大な、人の人生を左右するような問題は、もう少し時間をかけて、我々にこういうことだからということだけでひ同意願いたいと、そういう根回しというか、そういうものは私は必要じゃないかと、そういうことで申し上げた経緯がございます。それで今回もまた、そういうことを私が言ったにもかかわらず、また同じように突如としてこういう人事案件を出してきたと。特に教育長でありますから、これは西郷村の教育行政の最高責任者であると。そういうことでありまして、ここはわずかの、先ほど出して今は皆さん同意してほしいんだと。これは時間的にもかなり無理がございまして、どうなんだと。我々にも考える時間というものが欲しいわけですよ。そういうことで、私はいささか、根回しというか、そういうのが不足している。でありますから、今ここで納得しろと言っても、ご理解願いたいと言っても、これは、私はそういうことで理解できません。

それで、お聞きしますが、いろいろ加藤教育長も日ごろ一生懸命職務に精励しているのはわかります。しかし私は、個人の好悪で私は申しません。それはやはり教育行政の、教育長の仕事の内容、どういう考えで教育行政を推し進めているのかと。

そこで、私の党は、一昨日の一般質問の中でも、政策課題、政策本位で物事を判断していくんだと。ですから、個人の感情的なそういうことは一切挟まず、人の考え方に基づいて私は判断すると。そういう見地から一言申し上げますが、加藤教育長の今

までの仕事の考え方、また、やってきたこと、私は非常に不満であります。一般質問でもそのほか質疑の中でも、たびたび申し上げてきました。

そこで、一例を申し上げますが、こういうことがありましたね。美術品購入でありました。その補正予算で、実は美術品購入ということで題目が上がっていましたね。よくよく聞いてみると、絵画を購入するんだと。400万円の絵を買う、ありましたね。私はなぜなんだと。買う理由がまったく理解できなかった。その理由として、広く村民に美術というものに親しんでもらって、すばらしい絵を見てもらいたいんだと、そういう言い方ですね。じゃ、どこに飾るんだと。広く村民と言うけれども、そういう、西郷村には美術館もございませんし、どこなんだと。各学校の校長室に飾って、たらい回しして見せるんだとか、そういうようなことでやりとりありました。私は納得しませんでした、しかしながら、議会の多数決でこれは通りました。しかし、今日どうですか。そういう説明が、今、じゃ、そのとおりになっているか。なっていないですね。村長室にドンと掲げられている。じゃ、最初の購入の趣旨であった、広く村民に見せるんだと。まったく違うじゃないですか。これをもってしても、一つの我々議会に対する説明あるいは、ひいては、これは西郷村民を欺いたことになるんですよ。そういう欺瞞というか、そんなことを平気でやっているようなそういう人には、到底これは、また今後もやってもらうというわけにいかないと。これも一つの例です。

それから私は、海外研修、この前の議会でも上程されました。それで、理由が、今までは中国だったと。中国の間には、薊県の間には友好の締結をしてあると。そういうことで前村長が始めたわけですが、これ延々と十何年も続いていると。私もそのたびになぜなんだと。いろいろな多額な金をかけて、果たして費用対効果、どれほどの子どもたちに人材育成のためのそういう成果が出ているのかどうかと。これも検証すれば、あまり私の目からするとそういうことにはなっていない。なおかつ、ここに問題があるんです。私はそれをやめろと言っているわけ、加藤教育長に。しかし、いや、前からのそういう伝統があったから、そういうのはできないんだと。そして、今度はタイに行くんだと。それも説明には明確なそういう確たるものがないと。ただ漠然とタイに行って見せてくるんだ、そういうことなんです。

しかしそれは、私は重大なことなんです。教育者として教育長たるものが、つまり学校教育の中、義務教育の中で、これは機会均等、全て生徒の皆さんは同じそういう教育の機会均等という観点から、等しくそういうものを平等にきなさいという、そういう思想があるんです。私は、それは義務教育以外の大学、高校では、そういうことはあまり言いません。それであっても、なおかつ社会的にはアメリカのフルブライト基金といって、フルブライト氏が広くそういう向学心に燃えた日本の青年に対して私費で、財団でフルブライト基金で留学生を受け入れたと、そういうことがやられているわけですよ。しかし、義務教育の中で30人ですか、全部じゃないんです。全部そういう機会を与えるならまだしも、一部の生徒を選抜あるいは行かせるというんでしょう、これ。そして、なおかつ自己負担金というのがあると。経済的に、それになかなか出せないという人は、子どもたちが行きたいけれども家庭の事情を考えれば、お

父さん、お母さんにそういうことをできないと。泣く泣くそういうことを自分で自制する人もいるでしょう。何よりも、罪は、子どもたちにそういう一つの、行った人はある意味では優越感に浸るわけですね。行かなかった人に劣等感を与えちゃうんですよ、結果的に。悪くとれば切りがないですが、私もあまりそういうことは思いたくはないが、しかしながら、そういうことになっちゃうんですよ。なぜそういう、ああいう多感な、あまり色のついていないような純粋な中学生の皆さんに、その段階でそういう、あの人は行った、私は行けないんだと。そういう行けなかった人のつらい思いをさせるのかと。これが問題なんですよ。

私たちの、少なくともそういう中学生時代は、今のこういう制度がなかった。経済的に潤沢なこういう予算もないから、そんなのは考えもしなかった。ひとつ大人になって、金持ちになってアメリカでも行ってみたいとか、そういう自立の夢のあるものを与えた。しかし、今は与えられて、人の金を当てにするようなことでやっているわけですよ、悪く言えば。そこに何で差をつけるんだと。機会均等の精神からいったら、これは当然、そんな最初から差別するようなこと、やるべきじゃない、特に義務教育では。そういうことをやっているんでしょう。ということは、中学生段階において、変なわだかまりを生むようなことをやっちゃうんですよ。誰それさんは行っていい、行った人同士は、中国の食事おいしかったね。いなかった人は、その話の輪にまざれないでしょう。こういうことをなぜ排除しないのかということですよ。私は非常にこれ、問題だと思いますよね。これも一つ的一端ですからね、村長。よく考えてください。ただでないんですから、村の予算からいったら、これは恐らく300万円だかするけれども、その職員たるや、生涯学習課は1年間はその事務に1人や2人費やすでしょう。それから、根回しのために、タイならタイに行っているいろいろ調べたり、大変な労力なんですよ。一般の企業では、そんなこと余裕ありません。

話変わりますが、先ほど鹿児島県で中国の飛行機が搭乗率悪いから、県職員一斉についていくんだと。今、非難ごうごうですね。伊藤知事も役人上がりかな。役人上がりだから、そういう、金を自分で稼いだことのない、お上の金で食ってきた人間の発想なんですよ、みんな。私は、非常に物事をわかっていないと。ですから、教育長の、人によればあまりパフォーマンスが過ぎるんだと。先ほど村長が、生涯学習においていろいろ功績があると。それはそれでいいんですが、しかし、あまりにも、やれ文化講演会だ、それからNHKのど自慢引っ張ってきた、ラジオ体操引っ張ってきた、それは未知なる経験において、それはそれでいいですけども、しかし、やっぱり根本的な教育そのものの地味なそういうことに、もっと私は頭も体力もそして皆さんのそういう英知を振り向けてほしいんですよ。わかりますか、村長。

村長は以前、私の質問の中で余人に代えがたいと言ったと思った。余人に代えがたいということは、相当の飛び抜けた、そういう人ですよ。逆の意味で言っているんだかもしれないけれども、私は、余人に代えがたいにしては、もう少し、もっと深い地についた教育行政できるんじゃないかと。立派なことも確かにあります、この経歴を見てもね。それなりのキャリアを積んで、しかしながら、あまりにもそういう配慮が

なさすぎる。挙げたら切りがありませんが、学校プールの問題もそうでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 後藤議員、質疑だし、休憩時間も来ているから、休憩したら。

○14番（後藤 功君） いいですよ、どうぞ。

○議長（鈴木宏始君） やるなら、いい。続行してください。

○14番（後藤 功君） 水を差すなって。特にこういう人事問題は、あまり皆さん言いたくはない。しかし、国会議員は偉いですね。そんなのはおかまいなしで「あれはだめだ」、党利党略もあるかもしれないけれども、あれは大蔵省出身だ、財務省出身だからだけでだめなんだから、だめだと言ったら。それも、しかし仕方がないんです。

いいですか、この間、参議院の川口順子委員長が、なぜ私これを言うかということ、その前段申し上げます。去る5月17日、西郷村子ども安全見守り隊連絡協議会の総会があったと聞いております。私にそういう、言ってくる人がいたんです。私もわからないです、あまり教育長部局に足運ばないからね。逆に、だからこういうことできるんだかもしれないけれども、村長は終日いたと。ところが、その人いわく、教育長が主催者でありながら欠席したと言うんですよ。非常に不満だと。何で主催者が、教育長名でこうして皆さんお集まりくださいよと。表彰式やいろいろなことがあったんだと。子ども見守り安全隊というのは無報酬だと聞いております。その方たちに、主催者は、課長やなんかの代理では済まないですよ。そこで労をねぎらって、1年間のいろいろなことで歓談してほしいというのが、これ筋でしょうね。結婚式に新郎新婦がいなくて披露宴に行ったって、「なに当事者いないのか」って、極端に言えばそういうことでしょう。そういうことで、そういう何か不満を持って私に言われた方が、それはそうでしょう、これ。役所があれをした、加藤教育長の名前で主催しているわけだから。

ですから、ということは、同じたぐいのことを申しますと、先ほどの参議院の何委員会かな、川口元外務大臣が委員長をなさって、中国に出張すると。川口委員長のもとで委員会を招集しておるわけですよ。中国で、国益のためといってもう一泊すると。「私、欠席します」、ところが、野党の皆さんは、とんでもない話だと。招集権者の委員長が不在で、国益のためで中国の要人に会うからなんて、とんでもない話だって川口委員長、首切られたでしょう。やっぱり筋は筋なんですよ、国会議員だって。だから、主催者が、委員長が招集して委員長がそんな理由で、これ突発的な事故とかそういうのならいざ知らず、そういう理由づけで勝手にやったら、今度やめろと。やめざるを得ませんね。だから、今回のことも、事の軽重はさて置き、内容は同じですよ。そういう意味からも、私は、あまりそういうことに注意を払わない人はいかなものかと。これも私の同意できない理由なんです。

皆さんいろいろなことを言っている。そして、要はプールの問題にしても何でも、この議会でさんざん、これはどうなんだ、ああなんだ、こうなんだと提言、建設的な意見を申し上げているわけです。何一つ我々に、どういうふうに皆さんと一緒に合意点を見つけて、もっと前向きにこう、説明が足りないですよ。何の努力もしないでしょう。それは一つの考え方として、お高くとまっているんじゃないかと。私はもう

少し行政を前進させるにはそれなりに、これは村長にも言います。今回のこういう同意人事だって、根回ししましたか、あなた。何もしないでしょう。ただ俺が出すのをお前ら聞けというふうに言っているのと同じ。それだけの重大な人事なら、少しは相談にあずかるべきじゃないですか、これは。私はそういう意味から、非常にこれは本当に個人的にはどうのこうのではないですけども、あくまでもそういう物事の考え方、政策の違いから、これは納得しかねると。こういうことに対して、村長、どう考えているのか。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと休憩しましょう。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより11時35分まで休憩します。

（午前11時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時34分）

○議長（鈴木宏始君） 現在、議案第64号に対する質疑の途中であります。

14番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の質疑にお答えいたします。

いろいろおっしゃられました。まず私が村長に当選し村政をお預かりするといふときに何を考えたか。まず村政を進行するといふ基本的な立場に立って、そして産業、経済、教育、文化、いろいろな振興する、このもとには全てが人に帰する。教育は生涯学習という大枠にくくられますが、おっしゃるとおり義務教育から社会教育に至る人生の各ステージにおいて、人生をかけて、自分の人生と住まいする西郷の進展に思いをいたして人は生活する。そのときに今と将来にかけ一番の布石は教育であると。今がどのように自分の人生として、あるいは家族を養うにあたって、どういった方向で、家族あるいは日にちを過ごしていくのだろうと。まずは健康でといふふうに、この前、教育のときの質問ありましたね。いろいろな格言あるいは目標があります。川谷には、みんなで仲よく迷わずに、あそこにちゃんと碑に刻んであります。そういったことを考えましたときに、健全なる精神性、一つは明朗闊達、そして進取の気性に富んで、よりよき家庭人、そしてよりよき社会人あるいは国際人として、どのように育っていくのだろう。今と未来を生きる子どもたち、そして大人たちにとって、そういうふうに考えましたときに、最強の人材を募って西郷村のその任にあたっていただくことは最も大切なことであるといふふうに思っていました。

これまで教育の任にあたられる方、具体的な人もいっぱいおります。先人のご苦労と、今あることはそのように私も尊敬し、そしてその線上にいようと思ってきたところでもあります。もちろん選任に当たりましては、10年も前のこととなります。加藤教育長を推薦する方、引きも切らず山ほどいました。それほど多くのそういった人からの見方がされていた人だと。私もいろいろなチャンスをつまみお会いして、そして

確信を持ちまして、義務教育のプロとして鉄は熱いうちに、あるいは幼児教育イコール人生の、三つ子の魂を左右することになる一番大切なことです。そのためには、生半可な知識、私の部分では及ばないところがあります。教育には教育の、教育言論から発した、本当に人間が成長するにあたっての難しい学習が必要、そういうことを経て、なおかつ同じ仲間から見ても尊敬するに足りる、そういった方々の推薦等もいっぱいありました。そういうことがあってご就任をいただいたという経過があります。

議員これまでの経過においていろいろお述べになりましたが、もちろんいろいろなことはあると思います。私も人間としてというふうに生き方を振り返ってみれば、100点たることはとてもありません。いつもじくじたる思いを持って、ああこれはしなければよかった、自己嫌悪いっぱいあります。しかし、与えられている使命は、それを超える力とスピードを求められています。よってということで皆様の英知を集める、あるいは議会においては皆様のご意見を聞く、結果、いろいろなご意見を得て、そして議決をもってここまで来たわけでありまして。今後においても、我が西郷村民、特に教育に携わる方々、あるいは将来を展望してそういった方向に加速させようという方においては、これまでずっと私も意見聞いてきました。加藤教育長をおいて、余人をもって代えがたい、そういう今も心境であります。

どうか、言われたことはいろいろあると思います。しかしながら、みんなの意見がそこにあると私は確信しておりますので、その部分をもって皆さんで応援してあげて、私もいろいろなことについては、今、教育長が教育委員会でやっていることは全部私も責任を持って対応して、私も最初から入ってそれがいいでしょうと全部申し上げてきたところであります。先生がご発言されることは私にとってもうれしいことがいっぱいあります。そういうことがあってここに来ましたので、今の西郷村、人口伸び率1番、若年定着率1番、高齢化率最低、あるいは県南の光はといったことが、この前、知事もおいでになりました。県南頑張れということをおっしゃっております。そういうことはもちろん教育委員会もそうですが、私も皆様方あるいは村民各位が応援されていることによって維持されているというふうに思っております。

どうかそういった、いろいろな批判があつて、弁証法的に言えばその中間からまた次にステップアップしていくということがこれまでの世の倣いでありまして、ぜひともご意見はご意見として、あるいは応援することは応援することとして、村政の進展あるいは教育の進展にぜひご賛同とご支援を賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、村長に答弁いただきましたが、わけわからない、私にはね。もう少し、どうしてもこの人事を我々にご理解してもらったならば、その程度の説明では全然理解できないですよ。私がいろいろ、るる言われたことを、やはりそれに反論でも何でもいいけれども、きちっと答えなきゃだめですよ。ただ抽象的に、とにかく認めてくれと。心情的にはわかります、私も。こんな席でさらしものにしてどうのこうの、そういうことは私もしたくはないの。しかし、今までずっとそういう話し合いがなされていないから、これ、村長の政治姿勢だからね、一切そういうことはい

たしません、その場で勝負だと。しかし、うまくいきますか、そういうことで。私、それなんです。だから個人の人格がそんな完全な人間じゃないですよ。私なんて欠点だらけで、うん、あんなやつなんて言われている人間だからね。教育長はそれらしく立派に見えます。しかし、現実にはどうですか。全国の学校でいろいろな教員が引き起こした原因で、例えばいじめがあった、それを見過ごして、ちゃんと真摯に真剣に捉えていないから自殺が起きたりなっているんですよ。教育者、先生だからこれは間違いないんだとか、そういう捉え方をしちゃいかん。これもやはり教育者だって人間ですから、生身の。「先生、先生」なんて、じゃ、先生なんて果たして世の中に放り出されたら、何ができるんですかということも世間一般では言われている。確かに学校の教育のプロですが、しかし、世の常識とかけ離れた人もいっぱいいるわけですよ。それは学校の現場で、子ども相手だから。我々の世界、我々議員は大人の話でちょうちょうはっし「なに言っているんだ」ということでなるけれども、先生は、生徒は反論できないんですよ。優越的な立場で常にやっているわけでしょう、仕事を。父兄からも世間からも「先生、先生」、医者、弁護士なんかもそうだけれども、おのずと優越感に浸っちゃうんです。世間の常識と乖離があると。今日は本当にネガティブなことばかり言うようだけれども、しかし、そういうことも一理あると。

私が言いたいのは、あくまでも、今までやってきた教育行政の中で、こういういろいろな問題点があるだろうと。今後また10年間やってきた人を、これから改めてどうのこうの、これも無理な話なんです。盆栽も、300年もたった盆栽を枝曲げるなんていったら曲がらないんですからね、でしょう。

それで、話また繰り返すようですが、教育者は、学校で生徒が一番嫌うのは何だ、我々の時代でもそうだった。結果的に差別になっちゃう。だから、えこひいきする先生が一番嫌われるんですよ。誰々ちゃんにはいい、昔あったでしょう、ちょっと貧乏だと見下げたような先生が。我々は、あの先生はえこひいきしていると。父兄もそうですよ、怒るのは。結果的にそういうふうなことになっちゃうから、再考を促したいと私は何度も言っている。例えば、タイに行く人、行かない人で、そういう優越、劣等感、行った人はいい話で、行かない人はひがむみたいなことになる。なにもそんな、中学生時代にそういう心を起こさせるようなことをしちゃいかんと言っているんです、私は。教育長、特に義務教育者だと。先ほど村長は義務教育のプロパー、専門家であると。専門家にしてはおかしいな、やっていることが。義務教育の、県のそういう課長なり校長なりやった人が、何でそういう、結果的にそういう差別するようなことをやるんだ。私は村長の、専門家で大したもんだということには納得できないですね、そういうことでは。

それで、長くなりましたが、結局私は、作家の塩野七生さんって、ローマに住んで、ローマ物語という大変長大な歴史小説を書いている方がいらっしゃる。私も読みましたが、その中で「根本的な改革とは」、塩野さんの言葉ですよ、「それを担当する人間を入れかえることによって初めて従前になされるものである」と断言していますね。まさにそのとおりなんです。未来永劫一人の人間がその職につくことは、全くこれは

あり得ないし、また、そんなこともできもしません。しかし、ある一定の、もう十分やったんだから、この辺で人心一新してやるというのが一番なんですよ、これ。功績は認めます。しかしながら、改革、そういうことをやるためには人心一新してやらなきゃだめだと。そういう物事に透徹した人は、そういうことを大体見抜いているわけです。私はまったくそのとおりだと思いますよ。だから、個人のどうのこうのと私は言いません。考え方の、また違ったそういった意味で、考え方の人をぜひ選んでいただきたい。そういうことなら私は納得します。しかしながら、この議員さんの中で、どういう考えか私はわかりません。あくまでも私の考えですから、それは。しかし、私はそういうことで立場に立ちます。

それで、最後になります。村長の今回の人事でも、また根回しをしませんでした。私は、根回し、納得させるようにしなきゃだめだと再三言っているんですが、しかしながら、またもや根回しもしない松を根づかせようとしているんです。まったくこもも巻かないで、松をどんと植えて根づかせようとしているんでしょう。それは相当な裏わざがあるんでしょう、それをやるためにはね。そう言わざるを得ません。

かつて田中角栄さんの秘書であられた早坂茂三秘書、この人もいろいろそばで何十年もつかえて、田中さんは、早坂秘書も大変見た目には非常にいかつい、寄りがたい人なんです。田中さんというのはどんな人に対しても一視同仁、接する姿が同じだと。まさにこれが、今日でもなおいろいろロッキード事件やらそういうことがありましたけれども、しかしながら、一般国民、庶民はいまだに根強い、田中さんはすごいと、そういう人気ではナンバーワンですよ。最後に言っておきます。田中さんこそ、私は教育者に人を差別しない、一視同仁のそういう心前であってほしいと、このように思います。

終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 塩野七生さんの話が出て、ローマから日本を見ている話もあります。毎月本を書いておりますので読んでいますが、今のように人心を一新しということがいっぱいローマの時代にもありましたね。逆に、マキャベリの解説も書いてありますが、先達はあらまほし、いろいろ日本と同じところもあるなというふうに思っております。いろいろご指摘ありましたが、それを超えて、子どもたちあるいは生涯学習がうまくいきますように、みんなと人を見るところは明らかだということでありますので、ひとつ教育行政の進展にご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。追加日程第1、議案第64号について質疑いたします。

教育長に対しての質疑でなくて、村長の、5名の教育委員が中央教育行政の組織及び運営に関する法律の組織第3条にうたわれております。それで、5名の地域別の張りつけ方に対して意識を持ちながらやっているのかどうかお伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 17番大石議員の質疑にお答えします。

かつて今まで地域別とかいろいろありましたですね。やっぱり地域の代表ありました。それも念頭に置きながら、さらに今の時代、情報、車いろいろありましたので、両方考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 村長がそのように5名の教育委員を地域別に考えながら人選をやっているということなので、そのとおりのかなと、そのようにも思いますが、皆さんご存じのように小学校は5校ありまして、組織を見ると5名の教育委員を置くことができるということでもあります。そうすると、つい最近までは熊倉小学校学区で教育委員が5名、小田倉小学校学区では1名、米学区では1名、そして今回の人事案件を出す段階では、小田倉が2名、熊倉が2名、米が1名なんですよ。深く考えると、川谷小学校は生徒数が少ないと。今回の一般質問にも出てきました。教育委員が川谷にいることによって、身近な教育委員として、学校の校長はじめ地域の皆さんとのお話をしながら、教育委員会での話題の中ではかなりの効果があるのではないかなと。羽太も然りなんです、長く教育委員いないんですね。これはちょっと村長が先ほど言った地域別の目配りというのは、言葉に反するのではないかなと思うんです。

というのは、私、何回もこの場で、議員になる前から、教育委員さんって何で5人いるのか聞いたことあるんです。そうしたら、先ほど村長が言うように、先人の考え方を心にしながらやっているという言葉ですから、そのとおりやっているとは思いますが、先人はこう言いました。学校5校があるから、1学区1名ずつ置くことによって、村の教育が満遍なくいくだろうという話を聞きました。私は、そこでまた考えたんですが、教育委員会で人事があると。教育委員会で学校の先生の人事があるというときに、地域の学校に地域の教育委員がいることによって、身近な先生方の行動も理解できると思うんです。確かに先生方にも校長がつける通信簿があって、それを教育委員会にAから、今は何ですかね、AA´BB´、いっぱいあるんですね。そういう段階においたときに、実際にどうなんだというところを、身近にいることによって、身近な村民の部落の人の声も聞けるだろうと。ましてや、川谷小学校の今後は、来年度からまた小学校2人だと。次の年、2人だ、また3人だとかという一般質問の答弁、また質問者が言っているとおりだという段階で、私が考えるところには、教育委員もその辺を考慮しながら選ばないとうまくないんじゃないかなと思うんです。

というのは、学校教育の場合は国からとか県からの指導のもとに動いていくだけであって、学校教育独断で、教科書、西郷だけこれ入れるかとか、カリキュラムを少し変えるかとか、そんなことできないんです。問題は生涯学習課なんですよ。だから、生涯学習課がやっていることがまずいとか、教育長が指導してやっていることがまずいということは、その場に接する人が判断することであって、これからは生涯学習に詳しい方を教育委員として選んでいただいて、人事案件に出していただきたい。もち

ろん学校も大事です。少子化で、学校をどうすればいいんだというところもありますからね。ですからその辺を、社会教育委員もおりますけれども、人選に当たって十分に注意していただきたいなど、そのように考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるとおり、そのとおりありますので、承って、そういうことで考えて今後ともやっていきます。

○17番（大石雪雄君） 終わります。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） まだ質疑もあろうかと思えますけれども、ここで休憩したいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第64号に対する質疑を続行中ですが、ほかに質疑ございませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、この人事案件について質疑いたします。

村長はどのようにお考えになっているのか、人事案件というものは、これ通常でいえば同意なんです。同意というものは、同意できるかできないかだけでもって決まっていくのが同意なんです。その同意をめぐって質疑をしなくてはならないというのは、これは異例の事態と言ってもいいぐらいです、今までにはこんなことなかったんですから。その異例の事態を今ここに巻き起こしているということは、村長どのように考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人事を提案してご審議をいただいているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長の答弁を聞きますと、村長にはまったく責任はないというふうな発言にしか尽きないんですよ。こういう問題を巻き起こしているというのは、これ村長なんです。村長に大きな責任があるんです。村長が、議会、村民からの信用を失えば失うほど、こういう問題が起きてくるんですよ。

私は、今度の教育長に対しましては、私と縁戚関係にもありますし、また、加藤教育長は人材的にも立派です、本当に立派です。こういう立派な教育長を同意するのができないというような事態を巻き起こしたのは、これ村長の大きな責任なんです。村長、今までで、この問題が出て責任を感じたことがございますか。これは村長が前に30%の給料カットされたでしょう。これも村長の責任なんです。カットしたほうが悪いんじゃないんです。これはやっぱり村民を代表すれば、仕事をしない者に対し

てお金を払うことはないんですよ、何の仕事もやっていなかったじゃないですか。それに対してお金を払うことは、これは絶対に許されないんですよ。それだから、ああいった事態なんです。あのときだって、本当に責任を感じずる行政長であるならば、素直にあの時点において村長職をやめますということになるのが、これ人間としての責任のとり方なんですよ。その責任をとらないで、またいまだにぬくぬくと村長の椅子に座っているということは、これはどうあったって許せないんですよ、これは。そうじゃありませんか。

それから、村長が今まで民事訴訟を起こされたことはありましたが、刑事告発されたなんていう村長は今までいなかったんですよ。これだって、村長が刑事告発をされなくてはならないような実態にあったからこそ、刑事告発されたんですよ。当然これは行政の金というものは公金なんです。その公金の行方が一円なりともわからないところがあるなんていうことは、これ絶対許されないんですから、それをわからないところがあったからこういう結果になっているんですよ。これに対してだって、村長は大きく責任感なくちゃならないですよ。そうじゃない、どうですか、その反面、議会が今、西郷村の子どもたちが放射線を浴びて健康が害されようとしているような状態じゃないですか。それだから子どもの命を守らなくちゃならないということに対しては、本来ならば行政長はその先頭に立ってこれを守るようなその措置を講じなくちゃならないんですよ。それを村長がやらない。やらないから、このままにしておけない。そこで議会が立ち上がったんですよ。これ、村長がやらなければ、議会がやるべき筋合いではないけれども、村民を守るがために議会がやりましょうということで立ち上がって、何とかかんとか、かろうじてここまで来たんではありませんか。

村長、農業問題だけでも、この間も放射能特別委員会で私申し上げましたけれども、（不規則発言あり）なに、いや、村長の信頼問題を今追及しているんだから。それで、子どもの命が大切だということで、子どもを連れて県外、県外へと、今、跡取る農業者が農業を捨てて出ているじゃないですか。それにもかかわらず村長は、西郷村の農政執行の最高責任者である村長が全然農業問題に触れない。触れるというなら、当然農業委員会なり出して意見聞くとかなんかしなくちゃならない、これもやらない。すべてにおいて村民に対しては、村長の信頼というのはまったくゼロに等しいんですよ。それでも、職員の皆さんが何とか頑張って村民の要求に応じていかななくちゃならないということで、曲がりなりにも行政を続けていくというふうに努力しているのであります。その頂点に立っている村長が何もやらないで遊んでいるというような、こんなことはあっちゃ絶対にいけないですよ。それだから、村長が信用されないから、村長が出される議案はみんなゼロなんです、だめなんです。それだから、加藤教育長に対しましては、立派だからここで信任させてあげたいんですよ、続けたいんですよ。それをできないということは、村長が信用を失っているばかりに、できないんですよ。私はだめです。加藤教育長は、何とか別のほうで補佐しても、今ここでもって村長が出された議案に対して同意するなんていうことできないんですよ。この責任、村長どう考えていますか。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 人物が行政をやるということでありまして。人格を別にすることできませんが、私は私の職責を全うする、その中にこの人事もあるということでありまして。
- 議長（鈴木宏始君） 16番に申し上げますけれども、64号議案の質疑なので、その辺ご理解いただきながら発言してください。
- 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 64号の議案であるということは重々知っています。その64号議案を処理するのに、村長を信頼することができないんですよ。そこで悩んでいるんですよ。この間、18日の一般質問で、村長、4番の藤田節夫議員にも言われたんじゃないですか。村長は何を言っても、検討するとか考えてみるとかどうするかという言いわけがましい答弁だけであって、何も進展していないということを言っているんじゃないですか。それで、そういうことであるから、信頼できないから、この議案にはね返っているんですよ。加藤教育長は、私は不信任する理由などは何もありません。しかも、加藤教育長を尊敬しております、信頼しております。だが、村長を信頼できないばかりに、こういう結果になるということを村長よく考えてください。
- 以上です。
- 議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。
- 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 15番。西郷村教育委員会委員の任命について、ご質疑を申し上げます。
- さらに、村長にお伺いいたしますが、この議案を出した理由についてお伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 15番の質疑にお答えします。
- 出した理由は、教育行政を円滑に、かつすばらしい結果を得るために、そういう組織づくり、人を選ぶ、その中にあります。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） いや、何で今回の議会に、この加藤教育委員の人事案件を今回出したんですか。（不規則発言あり）いや、9月定例議会ではまずかったですか。（不規則発言あり）いや、言ってください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 提案理由でも申し上げましたとおり、任期が到来、近いということとで継続をお願いするという意味であります。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 任期が来たから出したということですね。すると、任期が来たということは、何かの法律でそのように出してきたんですか。どのような法律で今回出す必要があったんですか。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 任期は定まっているというわけであり、ご存じのとおり。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） ですから、何の法律の根拠で、今回教育委員会の委員の人事案件を出したんですかということ。（不規則発言あり）
- 議長（鈴木宏始君） どうぞ、続けて。
- 15番（佐藤富男君） 村長わからないようなので、じゃ、私のほうから話しますが、今回の西郷村の教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めなきゃならないということで、今回のこの人事案件が出たんですね、そうですね。そうですね。（不規則発言あり）そうじゃなくて、そうですね。（不規則発言あり）じゃ、この法律がなかったら出さなかったんですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 法律がなかったらという、地方教育行政の円滑化に関する法律、地方自治法、皆連動しております。特別職の任期というのは無制限だとだめだと。世界各国の公務員の任期、いろいろありますね。それは経済的な団体、いろいろあります。3年、4年、もっと5年というところもあります。適当な時期ということを選んで、そして任期を定めるということが通例になっております。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） ですから、いわゆるそういった地方教育行政とか、議会の法律とか会議規則とか、そういう法律にのっとって提出したんですね。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 教育行政を円滑かつ効率的に、能率的にやっていくという一つの目標があって、その中に地方自治法も、そして今の地教行法も、それを連動してうまく回るようにということを考えてつくられて法律、それにのっとってやっているというわけであり、あります。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 村長は法律にのっとってやってきているというお話でしたが、それでは、この議案を提出された村長は、どうして議場の村長の椅子に座っているんですか。どうしたらそれに座れますか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 所定の手続にのっとって、選挙を経てということ。これも任期があったということ。いいですか、それで。何が聞きたいの。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 村長の反問権というのは、議長認められるんですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、これ反問権というのは多分認められていないと思いますので、今の発言は。
- 村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 反問権については、後でまた審議をしていただきたい。要するに、結論を言っていて、それに対する理由という答弁をしたいという意味で申し上げたわけでありませう。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 前回の一般質問でもそうだったんですが、そのような、議員に対して反問権を前回も行使しましたけれども、今回も行使したんです。これ、やっぱり村長謝罪してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 反問権で別にどうこう言っているわけじゃない、要するに、断片的なご質問よりも、体系化したことでちゃんとお答えしたいということで申し上げたわけでありませう。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 議会運営委員長にもお願いしますが、私の質疑が終わった後に、反問権についてはきちんとやっていたかかないと、あまりにも村長が上から目線で、「議員、何が聞きたいんだ、何だ」と、こういう村長答弁は、私は許しがたいですから、許せません。私は私なりに根拠があって聞いているんです。村長が私の質問を理解できないだけなんです。理解できていない。（不規則発言あり）わかっていないです。ただ、あなたが、そこに村長席に座っていますけれども、どのような手続を経て村長の椅子に座っているんですかということなんです。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 手続はいろいろあると思います。地方自治法にのっとり、公職選挙法にのっとりということですね。いいですか、それで。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） これは非常に私は大事な質問をしているんです。（不規則発言あり）いいですか、なぜ私がこのような質問をするかということ、あなたがこれをわかっていないから私は質問している。いいですか、あなたはその村長席に座っているのは、いわゆる日本国憲法の93条によって、そしてまた地方自治法92条そしてまた139条によって、あなたはそこに座っているんです。わかりますか。（不規則発言あり）ということは、あなたは憲法そして日本国の地方自治法の法律にのっとり座っている。だから、あなたは憲法そして地方自治法を遵守しなきゃならないです、そうですね。それと、じゃ、村長にお伺いしますが、地方自治法第2条そして第2条の16項、17項の文章わかりますか。（不規則発言あり）地方自治法の第2条及び第2条の16項、17項の条文がわかりますかということなんです。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 2条は方向性を書いてあって、計画を定めたりそういった場合は議会の議決を経てということを書いてありますね。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 結局その程度の認識で村長やっているから、議案出してくるか

ら、常に議会と問題が起きてくるし、議会軽視につながっているんです。地方自治法の第2条について、私読みますけれども、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理するもの」と定めているんですね。いいですか、法律またはこれに基づく政令によって村の事務は進めているんです、いいですね。そして、第16項です。「地方公共団体は、法令に違反してその事務をしてはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」、また次、大事なことなんですが、第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」と。

村長ね、平成23年8月31日だったと思いますが、西郷村議会議員選挙が行われて、それで新たな議員が決まりました。そしてまた、23年9月に西郷村議会初議会が開会されて、そこで議長、副議長、また、各種委員が決まった。そこに当然ながら任期満了に伴う監査委員の、いわゆる法律にのっとってやれば監査委員人事を出さなきゃならないと。そして監査委員決めなきゃならない。しかし、あれから1年10か月間、西郷村は法律にのっとった議会の監査委員出していないんです。今、そこに座っていらっしゃるの学識経験委員なんです。それで、議会の代表ということは、いいですか、村長、ここが大事なんです。我々議会は選挙の洗礼を受けて、おのおのがそれぞれの支持者からその村の事務の監視、また、政策立案等を負託されてきているんです、そうですね。そして、議会で決まったこと、最高議決機関で決まったことは、とりもなおさず、これは住民の意思となるんですよ、そうですね。住民の意思なんです。住民の意思である団体のところから議会の代表の監査委員を選ぶということは、住民代表の監査委員なんです。住民代表の監査委員を1年10か月放置しておいて、学識経験1名で、そしてこの監査は、月例監査から決算監査、こんなことで本当に事務の監査できるんですか。監査というのは中立公正、独立した機関なんですよ。これをまったく無視して、議会を軽視して、住民の考え方、また、地方自治法、憲法無視して来ているわけですよ。そして、今回の教育委員の問題だけは法律にのっとってやったと。何なんですか、これは。どうして住民代表の議会の監査委員出さないんですか、その理由を明確に言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 監査委員の問題は、議員述べられましたけれども、議会の皆様、よくご存じのとおりです。いろいろありましたですね。結局それをうまく生かせる方法でずっとこれまで来ました。お互いに話をした。ただ、なかなかこれまでの紆余曲折から見て、そこになかなか至れないというのはまことに本当に困っているという状況です。さて、それをどうしていくかということになりますと、いろいろ話をしながら進めていくしかない、こういう気持ちでいます。ということで、早くこれも決めていきたいということで、今、議長とこういう機関のほうにお願いするという気持ちで事を進めていきたいというふうに思っている状況であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長の言葉から1年10か月間、住民代表の監査委員を置かな

いで、自分の好きな学識経験だけよって、勝手に中立公正も守らない、一方的な監査やってきたんじゃないですか。そして一言も謝らないでしょう。議長と相談して、じゃ、議長が出さないんですか。議長の責任ですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議長の責任というより、議会と相談するために議長を通じてお願いしていこうという形をとっていきたいというふうに思っているわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大体この1年10か月間、何だったんですか。どうしてすぐ出さなかったんですか。あなたは法律にのっとして、今、村長にいるんじゃないんですか。あなたの論理でいったら、村長やっておられませんよ。あなたの論理でいけば、教育委員会の教育委員の人事を出す必要はないんですよ。これ、1年10か月後、出したらいいんじゃないんですか、あなたの論理でいえば。違いますか。なぜ教育委員だけ法律にのっとして、議会選出の監査委員は法律にのっらないんですか。私物化しているんですか、あなたは。あなたは地方自治法という、いわゆる憲法、また、中で、いわゆる法律の中で選挙を受けて村長やっているんじゃないんですか。あなた、好きでなっているんじゃないんですよ。だったら、あなたは法律を守る必要があるんです。守らなきゃならないです。守らないものは無効なんですよ。

この間、おとといですね、後藤功議員の一般質問あった。そのときに、村に会計検査院が入ると話しましたね。これ、何の会計検査の内容かわかりませんが、もし知っていれば教えてください、どういうことなのか。（不規則発言あり）いいですか、結局、監査委員を1年10か月も置いてこなかったことが原因しているんじゃないんですか、会計検査院が入るのは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この会計検査のことは、除染ということについて申し上げたわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、会計検査院が除染で入りますということを書いてきたのであれば、総務課長、会計検査院の文書、また、その通達あれば見せてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いや、村にはまだ来ていません。県の課長と話しているときに、やっぱり除染の仕方について検査をするということが情報として伝わってきたということを書いて申し上げたわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、そうすると正式じゃなくて、県の課長さんが村長にじきじきに会計検査院が入りますよ、除染のことで入りますよと来たんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私は、除染に関する予算等いつもやっておりますので、県といつも話をしています。その中で聞いた話であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は、会計検査院が来るということは、そればかりでないと思います。それだけ、書類だけ見て帰るわけじゃないです。大体1年10か月も学識経験委員の監査委員だけ置いて、議会から出されたら都合が悪いかどうかわからんけれども、来てもらって困るということで出さない、そういうことで結局私は、いろいろなもろもろのこういう疑惑が生じてきていると思うんです。

そして、村長いいですか、あなたは、平成24年3月14日、1年3か月前です。西郷村議会で西郷村原子力損害賠償対策審議会条例というものが、議員全員、住民代表の方々全員の意思としてこの条例を決定しました。これも1年3か月、あなたは放置しているんです。そのことが、村長として法律を無視して、法律を遵守しない村長というのは、それで通るんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 条例のことはよく知って、そして、どうしようかというふうについても思っております。この審議会の中身については、損害賠償の幅と広さと深さによって今どのように進んでいるか、原賠審あるいはADR、弁護士、東京第二弁護士会、あるいは関係する浪江町と、いろいろ情報交換を教えてもらって、どういうふうにすべきかということやずっと考えてきているところであります。ただ、言われたとおり、具体的に動かないというご指摘がありますが、それについてはいろいろ考えながらやっているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ここまで来ると、あいた口が塞がらないというところです。本当に村の長として、行政を進めていく長として、こんな方に村の行政のかじ取りさせただか、法律を無視し、自分の私物化、行政を私物化して、国の法律を守らない、村の条例も守らない、そして自分の気に入ったものだけ、そこに人事案件出したり、そして気に入らないものは出さない、そして一切相談もしない、こんな村のリーダーだったら、私は最低だと思います、正直言って。

だから私は、私も正直言って、室井議員と同じで、加藤教育長に対して何の恨みもありませんし、それぞれの人間ですから、いいところもある。その中で私は判断しようとしています。しかし、村長の姿勢を見ると、賛成したくても賛成したくないなという、そういう気持ちになる。しかし私は議員として、加藤教育長のいわゆる人格というものは尊重しますし、メンツも尊重しなきゃならない。村長はどうでもいい、加藤教育長のメンツだけ守ってあげなきゃならない、そういうふうになります。人間、男ですから。あなたは議会を軽視し、我々議会議員のこういった質問に対しても誠意を持って答弁しない。前村長の菊地村長は、議会議員一人一人、野党であれ、与党であれ、全員平等に意見を聞いて、議会でもめれば議員控室に来て、たばこを一服吸ってお茶飲みながら、「どうしたんだ」「どうすればいいんだ」、常にそういう対話の村政を目指しました。あなたは対話のない村政を目指している、逆に、笑顔のない村政を目指している。まず、本当にやっていることとやっていることが違

う。特にこういう人事案件、ましてや、加藤教育長の人格を尊重するのであれば、少しでも加藤教育長の人格を傷つけないように配慮して、それなりのやはり、後藤議員ではないけれども、いろいろな議員との話し合いをしてご理解を賜って、そして円満に全会一致で教育長に信任するんだ、さっさと上げるんだというのが男ですよ。それが信頼関係ですよ。それができないで、ただ、俺が出したんだ、賛成しろというのは、あまりにも、徳田監査委員と同じように、教育長も私から見ればお気の毒だ。本当に一生懸命やったとしても、そのようなことではお気の毒と思います。そして、質疑しても、何しても、法律を無視し、憲法を無視し、そして自分の、村政を私物化して言っている中で、本当に質疑すること自体が私はむなしくなってきました、正直言って。基本じゃないです。そして議会議員に対する真摯な態度もないし、きちんとした答弁をしようという気持ちもない。

私は議会運営委員長に、とにかく反問権の問題について、あんな生意気な、議員に対して何なんだと、こんな、何を聞きたいんだぐらいのそういう反問権を行使する村長に、私は議会として、きちんと、毅然として対応しなきゃならないので、議会運営委員会を要請して、そして村長の反問権についてのまとめをまとめていただきたいと思います。また、謝罪がなければ、また私は私なりに考えざるを得ない。

そういうことで、これ以上質疑しても、本当に室井議員じゃないけれども、ぬかにくぎ、のれんに腕押し、本当に話にならない、寂しい、残念です。これは、教育長の人格をあなたは傷つけていると思いますよ。ただ、私は、村長に関係なく、私個人、加藤教育長の人格、人間性を考え、そして私は賛否はしますが、村長に対しては、そのような形を申し伝えます。

○議長（鈴木宏始君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 賛成多数であります。

よって、議案第64号は同意することに決定しました。

教育長、加藤征男君の入室を認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後1時33分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 5 分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 先ほどの質疑の中で、15番佐藤富男君より、反問権について議会運営委員会を開催してほしいというご発言がございました。ただいま議運長と協議をいたしまして、議会運営委員会を開催することにいたしましたので、これより午後1時55分まで休憩いたします。

（午後 1 時 3 6 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 5 5 分）

◎反問権に対する謝罪

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただき、先ほどの反問権について協議をいただきました。その結果、西郷村議会会議規則等には執行部の反問権はないというふうな確認をいただいて、答申として議長がいただきましたので、そのように執行部においてもご承知おきいただきたいというふうに存じます。

この件について、村長より発言があれば、ひとつお願いいたします。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまお聞きいたしました。答弁の中で不十分な点がありましてご迷惑をおかけいたしました。どうも申しわけございません。

◎資料の再配付について

○議長（鈴木宏始君） ここで議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） 午前中配付いたしました議案第10号につきまして、ミスプリント等がございました。お詫び申し上げます。

なお、休憩中に差しかえさせていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 議長としては、これが前例として採用されるべきだと思っております。（不規則発言あり）よろしいですか。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第2、議案第65号に対する質疑を許します。（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決を行います。

議案第65号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第3、諮問第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について、意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) おはかりします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任という意見を付することに決定しました。

◎発議第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第4、発議第9号「西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例」、このことについての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第9号「西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、追加日程第5、発議第10号「東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書の提出について」、発議第10号に対する質疑を求めます。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

発議第10号「東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎放射能対策特別委員会中間報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第18、放射能対策特別委員会の中間報告を求める件を議題とします。

おはかりします。

放射能対策特別委員会の中間報告を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、放射能対策特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長(佐藤富男君) 15番。それでは、放射能対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

平成25年3月27日、第19回放射能対策特別委員会を開催いたしました。協議事項は、2月21日開催の議員と村民との対話集会の反省等の検討をおこなっております。

次に、平成25年4月16日、第20回放射能対策特別委員会を開催いたしました。協議事項につきましては、福島復興再生総局への要望活動について、また、南相馬市への行政視察について、そして今後の活動について協議をいたしました。

平成25年4月26日、復興大臣宛て、要望書の提出と南相馬市への行政視察をおこなってまいりました。なお、当日の参加者でございますが、放射能対策特別委員会17名中参加者10名、執行部から放射能対策課課長以下3名、健康推進課課長以下2名、生涯学習課より1名、議会事務局から2名、合計18名で要望活動並びに行政視察を行ってまいりました。

そのときの要望内容でございますが、最初に第1として、原発事故収束宣言を撤回するとともに、福島県内の原子炉を全て廃炉にすることということで、これを要望してまいりました。

次に、全天候型屋内運動場、屋内プールの建設とインドアパークの運営費を全額支援することということで要望をいたしました。なお、屋内プールにつきましても、先日、復興庁から回答が参りまして、従来どおり申請すれば屋内プールの建設資金は補助を受けられるというふうに理解をいたしました。また、インドアパークにつきまし

でも全額支援ということでございますが、今回の補正予算でもわかるとおり、現在3分の2の運営費の補助が決まっております。これも以前から我々活動してまいりましたので、こういった3分の2がついたと。これを全額というふうに頑張っておりますが、なお継続してこの問題についても頑張りたいと思っております。

次に、住宅除染方法や除染費を市町村の裁量権で多角的運用ができるように配慮してほしいということで、現在村では今140億円の除染費を使つての除染が行われようとしておりますが、除染費の140億円の中から、市町村のケース・バイ・ケースによって、裁量権によってその予算を流用または別な形で使えるような、そういった多角的な運用ができるようにしてほしいということで要望しましたが、現在のところ、特別その辺についてのお認めはできないというふうになっておりますので、今後もこの件につきましては要望活動をしてまいりたいと思っております。

次に、平成25年5月22日、第21回放射能対策特別委員会を開催いたしました。第2回定例会における新しい条例の上程についてということで、今回上程いたしました西郷村診療所等誘致条例、この件についての審議をいたしました。

平成25年6月3日、第12回総合調整会議を開催いたしまして、診療所誘致等条例の原案、これについて協議をいたしました。そしてまた、復興庁からいただきました回答についても協議しました。また、放射能対策特別委員会の広報、これも7月には出す予定ではおりますが、この件についても協議をいたしました。

次に、平成25年6月10日、第22回放射能対策特別委員会を開催いたしました。協議事項といたしまして、第2回定例会に提出予定の条例案について、子ども診療所等誘致条例案について委員会全員での協議をいたしました。4月26日実施しました復興大臣宛て要望書に対する回答についてご報告を申し上げます。また、広報の発行につきましては7月に発行するというので合意を見ております。

以上が3月定例議会以降の放射能対策特別委員会の活動でございますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策特別委員会の中間報告が終了しました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第19、請願・陳情に対する委員長報告であります。

陳情第4号に対する総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山和男君。

7番秋山和男君。

○総務常任委員長（秋山和男君） 7番。総務常任委員長審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました陳情1件につきまして、6月12日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し審査をいたしました。

慎重審議の結果、陳情第4号「国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上、ここにご報告をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

続いて、陳情第5号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

4番藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番。文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、6月12日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し審査をいたしました。

慎重審議の結果、陳情第5号「「つどいの広場」移動に関する陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。なお、委員会意見として、村は「つどいの広場」事業実施要綱に規定する設置目的を実現するために必要な事業の実施場所を早急に確保することを附帯いたしましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで総務常任委員会委員長から発議1件が提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後2時14分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第19の次に追加日程第6、発議第11号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎追加日程の上程（発議第11号）

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第6、発議第11号は、先ほど採択されました陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明は省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎発議第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 発議第11号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議第11号「国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第21から日程第25までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査の結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第26、例月出納検査の結果報告を求めます。代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきましてご報告申し上げます。

平成25年2月期から平成25年4月期までの3か月間の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでございます。ここにご報告申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎教育委員（教育長）の再任命の挨拶

○議長（鈴木宏始君） 次に、本日議案第64号において加藤征男君が同意されました。

加藤征男君から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） ご挨拶申し上げます。

先ほど教育長就任、教育委員の議会のご同意をいただきまして感謝申し上げます。至らない私でございますが、今まで一時一事全力で取り組んできたつもりでございます。これからも、先ほど除斥の間に放送で聞こえてまいりましたことなど自省自戒いたしまして、全力でまた取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様方、そして村民の皆様方のお力、ご支持をいただき、教育行政に努め

てまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正等につきましては、議長に委任いただくことに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成25年第2回西郷村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後2時21分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月21日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 藤 田 節 夫

署名議員 金 田 裕 二

